

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年4月14日

契約担当者 兵庫県公立大学法人  
理事長 五百旗頭 真

### 1 調達内容

#### (1) 業務名

兵庫県立大学姫路工学キャンパス新2号館（仮称）への移設作業に係るコンサルタント業務

#### (2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (3) 履行期限

令和4年3月25日（金）

#### (4) 履行場所

兵庫県立大学姫路工学キャンパス

#### (5) 入札方法

上記1(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たした者又は共同企業体であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は名簿に登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加者として認定された者であること。

(2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。様式第1号）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 日本国内において過去10年間に大学（学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する大学をいう。以下、同じ。）の工学部の研究・実験棟の建て替えに伴う実験機器等の移設作業に関するコンサルタント業務またはそのコンサルタント業務を含む移設作業全体業務を2件以上受注し契約どおりに完了した実績を有すること。

なお、移設作業の対象が大学の工学部以外であっても、大学の工学部の研究・実験棟の建て替えに伴う実験機器等の移設作業と同等以上と認められる実績であれば、上記の業務実績に含めることができるものとする。

### 3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒671-2280 兵庫県姫路市書写2167

兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部総務課

電話(079)266-1661 FAX (079)266-8868

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和3年4月14日（水）から令和3年4月27日（火）までの各日午前9時から午後4時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く。）

### 4 入札・開札の日時、場所及び方法

- (1) 日時 令和3年5月10日(月)午後1時15分
- (2) 場所 兵庫県立大学姫路工学キャンパス A棟4階 大会議室
- (3) 入札方法 入札書は、上記の日時及び場所で入札箱に直接投入すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年5月7日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

7 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成25年法人規程第56号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

8 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
- (2) 所定の額の入札保証金が所定の日時までに入札されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年5月17日(月)以降までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (7) 入札書に入札金額、入札者の記名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

9 その他

(1) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書の作成  
要作成

その他詳細は、入札説明書による。

## 入札説明書

兵庫県立大学姫路工学キャンパス新2号館（仮称）への移設作業に係るコンサルタント業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
兵庫県立大学姫路工学キャンパス新2号館（仮称）への移設作業に係るコンサルタント業務
- (2) 業務内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期限  
令和4年3月25日（金）
- (4) 履行場所  
兵庫県立大学姫路工学キャンパス

### 2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たした者又は共同企業体であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は名簿に登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。様式第1号）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 日本国内において過去10年間に大学（学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する大学をいう。以下、同じ。）の工学部の研究・実験棟の建て替えに伴う実験機器等の移設作業に関するコンサルタント業務またはそのコンサルタント業務を含む移設作業全体業務を2件以上受注し契約どおりに完了した実績を有すること。

なお、移設作業の対象が大学の工学部以外であっても、大学の工学部の研究・実験棟の建て替えに伴う実験機器等の移設作業と同等以上と認められる実績であれば、上記の業務実績に含めることができるものとする。

### 3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒671-2280 兵庫県姫路市書写2167  
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部総務課  
電話(079)266-1661 FAX (079)266-8868
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間  
令和3年4月14日（水）から令和3年4月27日（火）までの各日午前9時から午後4時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出書類
  - ア 申込書を作成のうえ、前記(1)の提出場所に直接持参により提出すること。
  - イ 前記2(1)の事実確認のため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
  - ウ 前記2(5)の事実確認のため、業務実績証明書（様式第2号）及び受託契約し業務を履行したことがわかる書類の写し（契約書、業務完了報告書等）を提出すること。なお、開札日の前日までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合はそれに応

- じること。
- (4) 入札参加資格の確認
- ア 本件入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
- イ 申込者の本件入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和3年5月6日(木)までに、申込者に文書(一般競争入札参加資格審査結果通知書)で通知する。
- については、返信用封筒(定型長3)を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。
- (5) その他
- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加者の資格確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。
- 4 入札説明会  
実施しない。
- 5 仕様書等に関する質問  
仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を提出すること。
- (1) 受付期間及び受付場所 令和3年4月14日(水)から令和3年4月27日(火)まで(各日午前9時から午後4時まで。土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く。)に、前記3(1)へ持参又はFAXにより提出すること。
- (2) 提出書類  
質問書(任意様式)による。
- (3) 質問に対する回答  
令和3年5月6日(木)までに申込者全員に通知する。
- 6 入札・開札の日時、場所及び方法
- (1) 日時 令和3年5月10日(月)午後1時15分
- (2) 場所 兵庫県立大学姫路工学キャンパス A棟4階 大会議室
- (3) 入札方法 入札書は、上記の日時及び場所で入札箱に直接投入すること。
- 7 入札書の作成方法
- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で記載すること。
- (2) 入札書は、所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
- ア 業務名は、前記1(1)に示した名称とする。
- イ 年月日は、入札書の提出日とする。
- ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
- エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。なお、この場合にあっては、入札開始前に委任状(別紙様式)を入札執行者に提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (6) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 8 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年5月7日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和3年5月7日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和3年5月17日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

なお、上記金額を満たす入札保証金又は入札保証保険証書の提出がないときは、当該入札は無効となるので注意すること。

### (2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## 10 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

## 11 落札者の決定方法

(1) 前記1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成25年法人規程第56号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札をし、再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

## 12 入札に関する条件

(1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。

(2) 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年5月17日（月）以降までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

(7) 入札書に入札金額、入札者の記名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

## 13 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

#### 14 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申請書又は関係書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 16 工程表の提出

落札者は、契約締結時に工程表を契約担当者に提出しなければならない。

#### 17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 18 その他

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には「ア暴力団及び暴力団員に該当しないこと、イ暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと、ウ前記ア及びイに違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他本法人が行う一切の措置に異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

## 仕 様 書

### 1. 委託業務名

兵庫県立大学姫路工学キャンパス新2号館（仮称）への移設作業に係るコンサルタント業務

### 2. 委託業務の目的

兵庫県立大学姫路工学キャンパス新2号館（仮称）への機器・装置等の移設作業（以下「本移設作業」という。）を円滑に実施するため、本移設作業の発注に必要な物品等の調査及び関係者等との調整並びに移設業務仕様書、設計書等の作成に関する業務を委託する。

### 3. 委託期間

契約締結日翌日 ～ 令和4年3月25日

### 4. 履行場所

#### (1) 移設元

兵庫県姫路市書写 2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス内

|        |                         |     |     |         |
|--------|-------------------------|-----|-----|---------|
| 1号館    | 4,485.52 m <sup>2</sup> | 4階建 | 81室 |         |
| 3号館    | 4,428.09 m <sup>2</sup> | 4階建 | 77室 |         |
| 4号館    | 4,449.33 m <sup>2</sup> | 4階建 | 62室 |         |
| 機械系実験棟 | 842.40 m <sup>2</sup>   | 1階建 | 17室 |         |
| 物質系実験棟 | 651.95 m <sup>2</sup>   | 1階建 | 13室 | (計250室) |

#### (2) 移設先

兵庫県姫路市書写 2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス内

新2号館（仮称） 13,730.22 m<sup>2</sup> 6階建 196室

### 5. 委託業務の内容

#### (1) 新2号館（仮称）へ移設、廃棄する機器・装置、什器、薬品類、実験廃液類、書籍、書類等（以下「移設等物品」という。）の現況調査

（※移設、廃棄が未定の物品等も含む）

- ①本学が提供する移設等する物品のリストを参考に、各教員へヒアリングを行い、調査を実施する。
- ②調査項目は、別添移設等物品リストのとおりとするが、調査を進めていくなかで、必要な調査項目が出てくれば本学と協議のうえ随時リストに追加していく。

(2) ユーティリティの調査

(電気、ガス、給排水、冷媒配管、排気装置等を起動させる上で必要なユーティリティ及び設置詳細条件の調査を含む。)

- ・電気関係 → 電圧、容量、電流等
- ・給排水関係 → 口径必要量等
- ・ガス → 都市ガス、プロパンガスの別等
- ・特殊ガス → 種類、純度、口径等
- ・配線・配管関係 → 経路のラック等の有無等
- ・アンカー固定・基礎工事の有無等
- ・その他

①各教員へヒアリングを行い、調査を実施する。

②調査にあたっては、兵庫県建設担当課、建設業者、機器・装置等メーカー、本学担当者等関係部署（以下、「本件業務関係者」という。）と協議、調整を行う。

(3) 移設等物品リストの作成

上記(1)、(2)の調査を踏まえ、本件業務関係者に確認のうえ、移設等物品リストを作成する。また、作成後修正等があれば随時更新する。

(4) 新2号館（仮称）のレイアウト図の作成

上記(1)、(2)の調査を踏まえ、本件業務関係者に確認のうえ、新規購入物品の設置を反映させた新2号館（仮称）のレイアウト図（高さ情報を含んだCAD図）を作成する。また、レイアウト図作成後、レイアウトに修正等があれば随時修正する。

## 6. 移設計画書等の作成

5(3)及び(4)のほかに下記①～⑧を作成する。

下記①～④は、令和4年度の本移設作業が円滑に実施できるよう詳細に記すこと。

下記③及び④は、中立性、公平性を確保した内容となっていること。

- ①移設計画書
- ②移設工程表
- ③移設業務委託仕様書
- ④機器別特記仕様書
- ⑤移設業務設計書（金入り及び金抜き設計書）
- ⑥本移設作業に係る見積書（※令和3年9月15日までに作成、提出）
- ⑦機器・装置、什器、薬品類、実験廃液類、空調機器等廃棄に係る見積書（※令和3年9月15日までに作成、提出）
- ⑧別途指示する内容物不明薬品の成分分析、PCB混入の疑いがある絶縁油等のPCB分析等に係る見積書（※令和3年9月15日までに作成、提出）



## 7. 成果品の納入

次の期日までに、それぞれ以下の成果品を納入すること

(1) 令和3年12月24日

- ① 移設等物品リスト（様式指定）
- ② レイアウト図〔平面詳細図（CAD図）〕  
ユーティリティー設備、高さ情報を含む。なお、PDFで作成したのもデータで提出すること

(2) 令和4年1月31日

- ① 修正移設等物品リスト（様式指定）
- ② 修正レイアウト図

(3) 令和4年3月25日

- ① 移設計画書
- ② 移設工程表
- ③ 移設業務委託仕様書
- ④ 機器別特記仕様書
- ⑤ 移設業務設計書（金額入り及び金額抜き）

## 8. その他

- ①本仕様に基づく作業に関して追加費用は認めないものとする。
- ②令和4年度の本移設作業を実施するにあたり、経費削減の方策があれば積極的に提案すること。
- ③上記4の移設元以外（インキュベーションセンター等）から移設等物品が発生した場合は本学と協議のうえ、その指示に従うこと。
- ④本業務の契約締結後、速やかに調査スケジュール表を提出すること。
- ⑤本業務の全部を第三者に再委託することはできない。第三者に一部を再委託する必要がある場合はあらかじめ本学の許可を受けなければならない。
- ⑥本業務により知り得た秘密を第三者に漏洩しないこと。業務完了後も同様とする。
- ⑦緊急時に備え、緊急連絡体制表を提出すること。
- ⑧作業従事者には、名札、腕章等を着用させるなど、本業務の従事者であることを明らかにすること。
- ⑨作業従事者には、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用、手指消毒等を徹底させること。
- ⑩本業務に関係のない場所には立ち入らないこと。
- ⑪キャンパス内は禁煙であることに留意すること。
- ⑫本仕様がない事項及び疑義のある事項については、本学と協議のうえ、その指示に従うこと。

## 作 業 区 分

- ①Aランク：メーカーまたはメーカー指定業者による事前性能点検を実施し、性能試験表を作成した後、解体・梱包・運搬を行う。  
移設後、開梱・組立調整を行い、事前性能点検と同様の事後性能点検を実施し、性能試験表を作成の上、事前点検のデータと照合し本学の担当者の承認を得る。
- ②Bランク：メーカーまたは専門技術者により移設前に移設前点検を行い、ユーティリティーの切断・解体・梱包・運搬を行う。  
移設後、開梱・組立・ユーティリティーの接続後、移設後点検を行い、点検成績書を提出する。
- ③Cランク：移設前に動作点検を行い、ユーティリティーの切断・解体・梱包・運搬を行う。  
移設後、開梱・組立・ユーティリティーの接続後、動作点検を行い、報告書を提出する。
- ④Dランク：梱包・運搬・開梱を行う。
- ⑤Eランク：運搬のみを行う。
- ⑥Fランク：冷凍、冷蔵サンプル等温度管理の必要な物品を有する保冷库等。  
移設前温度確認の後、内容物の保冷梱包を行い、電源切断し運搬を行う。  
機器を設置後、冷媒安定を確認し、電源投入、温度低下確認する。  
保冷梱包物の開梱を行い保冷库に収納する。  
移設前後の作業報告書を提出する。

